諸外国における介護と障害者施策について(未定稿)

	ドイツ	オランダ	イギリス	スウェーデン
基礎指標	〇高齢化率:17.3%(2002)	〇高齢化率:13.7% (2002)	〇高齢化率:15.9%(2002)	〇高齢化率:17.2%(2002)
	〇平均寿命:男性 75.4歳(2000)	〇平均寿命:男性 76.0歳(2002)	〇平均寿命:男性 75.4歳(1999)	〇平均寿命:男性 77.6歳(2001)
	女性 81.2 歳	女性 80.7歳	女性 80.2 歳	女性 82.7歳
全体の概要	○介護保険制度。【保険】	○介護保険制度である「特別医療費保障法」	〇コミュニティケア法等。【税】	〇社会サービス法。【税】
	〇統合扶助等。【税】	(Algemene Wet Bijzondere Ziektekosten。		〇「特定の機能障害者に対する援助及びサービ
		以下「AWBZ」という。)。【保険】		スに関する法律」(Lag on stod och sevice till
: 保険		○「障害者サービス法」(Wet Voorzieningen		vissa funktionshindrade。以下「LSS法」と
○ : 税		Gehandicapten。以下「WVG」という。)。		いう。)等。【税】
		【税】		
	D 3	1 2	① 3	0 ** 3
	①介護保険制度からの給付が優先。	①介護保険制度(AWBZ)からの給付。	①コミュニティケア法等からの給付。	①社会サービス法からの給付。
	②介護保険の支給額を超える部分は、統合扶	②介護保険制度(AWBZ)にない住宅改修や移	②コミュニティケア法等に基づき障害者には	②LSS 法による 10 サービスは基本的に無料。
	助等による障害者施策より給付。	送サービス等の給付については障害者サ	利用者負担を軽減。	③LSS 法、保険医療法等に基づくリハビリ、手話
	③介護保険にはない社会参加給付等の給付	ービス法(WVG)による給付。	③コミュニティケア法等に基づく移動サービ	通訳等のサービス。
	については統合扶助等による給付。	※上乗せ部分は調査中。	ス、教育訓練支援等の給付。	※LSS 法の方が社会サービス法よりも原則優先
				適用。
介護保障制度 の概要	○1994年に介護保険制度創設。	○1967 年に介護保険制度(AWBZ)を創設。	○介護サービスは地方自治体による社会サービスの枠組みの中で提供。	〇社会サービス法による介護サービスは、基礎 的自治体であるコミューン(日本の「市町村」
	│ │○保険者は介護金庫。(医療保険者である疾	│ │ 〇保険者は国。		に相当)が提供。
	病金庫が兼ねるが法人としては独立)			
受給者	〇年齢や障害の種別にかかわらず、介護サー	○年齢や障害の種別にかかわらず、介護サー	○年齢や障害の種別にかかわらず、介護サービ	○年齢や障害の種別にかかわらず、介護サービ
	ビスが受けられる。	ビスが受けられる。	スが受けられる。	スが受けられる。
利用手続・	○給付を受けるに当たっては、要介護認定	○受給の審査については中央審査機関が一	○1993 年のコミュニティケア法等により、地	〇介護サービスは、本人又は家族の申請に基づ
ケアマネ		元的に行い、個別のニーズに応じた柔軟な	方自治体が、個々の利用者のニーズを総合的	き、各コミューンの介護ニーズ判定員による
ジメント・	ンが作成される。	審査がなされ、段階別の要介護度認定の仕	なアセスメントを行い、ケアマネジメントを	要介護度の判定及びサービス量・内容のアセ
給付	○施設サービス、在宅サービスともに、保険	組みはなく、審査により受給が認められた	実施。(支給限度額はなし。)	スメントを経て提供される。判定基準等は各
	給付額は要介護度に応じて上限を設定。	範囲内でサービスを受ける。		コミューンにより異なる。
	〇在宅給付には、訪問介護、通所介護、短期	│ │ ○家事援助、身体介護、訪問看護等の在宅給	○訪問介護、通所介護、給食サービス、レスパ	 ○在宅サービスとしては、ホームヘルプ、訪問
	入所介護、福祉用具の貸与・購入、住宅改	付と、ナーシングホームや高齢者ホーム等	イトサービス、福祉用具の給付等の在宅サー	•
	修の補助、介護手当等がある。	の施設給付がある。	ビス、ケア付き住居、ナーシングホーム等の 施設サービス、介護手当等の現金給付があ	
			る。	

	ドイツ	オランダ	イギリス	スウェーデン
				〇施設サービスは、1992年のエーデル改革以後、 従来の医療・介護の入所施設が、「特別住宅(ケ ア付き住宅)」となり、自宅で提供されるサー ビスとの差異はほとんどない。
	○給付限度額を超える部分は利用者負担。 ○低所得者については、州の社会扶助(公費) が支給されるとともに、保険料負担が免除 される。	○利用者負担の水準は、在宅・施設介護の別、 所得水準、家族構成、年齢により異なる。○施設入所者は最低所得の保障がある。	○利用者負担は個人の所得等に応じて決定される。 れる。	〇利用者負担はコミューンにより異なるが、・利用者負担に上限・利用者の最低所得保障額を設定。
財源	〇保険料財源。(公費なし)	〇主に保険料財源。	〇税財源。(国、地方自治体)	〇税財源。(コミューン、ランスティング(広域 自治体に相当))
介護サービス以外の概要	○障害者に対するサービスは、介護保険によるサービスのほかに、社会扶助等の個別給付法に基づき、障害者の社会への統合を目的とした統合扶助等によるサービスが行われている。	○障害者に対するサービスは、介護保険 (AWBZ) によるサービスのほかに、障害者 サービス法 (WVG) 等によるサービスが行 われている。(WVG によるサービスは、介 護保険 (AWBZ) による介護サービスの補完 的なもの)	サービスのほかに、在宅・施設サービス、現 金給付など多様なサービスが提供されてい	に、重度障害者に対するサービスとして、LSS
	〇統合扶助等によるサービスとしては、地方 自治体等により、①医学的リハビリテーションのための給付、②労働生活への参加の ための給付、③①及び②の給付期間中の生 活保障のための給付、④家族、近隣などの 共同体での生活への参加のための給付が 行われている。	OWVG によるサービスは、住宅改修、移送サービス、車椅子の貸与等があるが、その実施主体は市町村であり、そのサービス内容についても市町村が条例で定める。	援、エンパワーメント、移動サービス、住宅 改造、手話通訳、点字・音声情報の提供、教 育訓練支援、雇用支援、現金給付がある。	OLSS 法によるサービスは、相談その他の個別援助、パーソナルアシスタント、ガイドヘルパー、12歳以上の障害児に対する学童保育、ケア付き住居等の10のサービスがある。 OLSS 法の責任主体は主にコミューン、医療の責任主体はランスティングであるが、医療の一部がランスティングからコミューンに移されている。
財源	○統合扶助の財源は、税財源。	OWVGによるサービスの利用者負担は個人の 所得に応じて決定される。 ○WVGによるサービスの財源は、税財源及び AWBZからの拠出金。	〇利用者負担は個人の所得等に応じて決定される。 〇財源については、介護サービスと同様、税財源。(国、地方自治体)	OLSS 法によるサービスの利用者負担は原則として無料。 OLSS 法等によるサービスの財源は、税財源。 (国、コミューン、ランスティング)

出典: ·国立社会保障·人口問題研究所(2006年春)『海外社会保障研究 No. 154』

・日本総合研究所(2004.3.19)『介護施設等の費用体系に関する総合調査報告書』